

dX 出勤簿サービス利用規約(無料トライアル版)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX 出勤簿サービス利用規約（無料トライアル版）」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX 出勤簿サービス利用規約（無料トライアル版）」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（総則）

1. 本規約は、本サービスおよび、そのコンテンツ、システムの利用に関する当社と本サービスを利用する企業間の一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方は、本規約の内容につき、契約者（第2条(5)で定義）は利用者（第2条(9)で定義）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。また、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語の意味は、当該各号に定めるとおりにします。

(1) 本サービス	当社が本規約に基づき契約者に提供する勤務管理サービスを指し、出退勤の打刻及び勤務状況の確認ができる機能を提供します。
(2) 利用契約	本規約に基づき当社と契約者との間に成立する、当社が本サービスの利用を許諾する契約をいいます。
(3) 利用契約等	本規約および利用契約の総称をいいます。
(4) 利用申込者	本規約に基づき本サービスの利用申込書を当社に提出する予定の者、および提出した者のうち、当社が利用申込に対する諾否の通知を発信していない状態にある者をいいます。
(5) 契約者	本規約に基づき利用契約を当社と締結し、当社から本サービスの利用の許諾を受けた者（利用契約時に申請された法人）をいいます。
(6) 契約者設備	本サービスの提供を受けるため、契約者が設置または借り受ける、電気通信回線、コンピュータ、電気通信設備その他の設備（建物を含みます。）および機器、ならびに契約者が使用するソフトウェアをいいます。
(7) 管理責任者	利用申込者（契約者の地位を得た場合は、その契約者）の中から指名される、本サービスの利用や契約者設備の環境設定・維持等に関する責任者。利用者が本サービスを利用する際に必要な初期設定等（詳細は当社が別途提示する各種マニュアルに定めるとおりとします。）を行う他、契約者設備の環境設定・維持を実施します。なお、契約者の関連会社または取引先が管理責任者になることはできません。
(8) 確認者	利用者の中から指名される、利用者の打刻情報の確認・修正・出力の実施が可能な者をいいます。
(9) 連絡先担当者	利用申込者（契約者の地位を得た場合は、その契約者）の中から指名される、本サービスに関する通知・連絡事項に関する、当社との連絡窓口となる者をいいます。なお、契約者の関連会社または取引先が連絡先担当者になることはできません。
(10) 利用者	契約者に所属する役員、従業員、または管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者をいいます。
(11) ユーザライセンス数	本サービスを利用する利用者の数をいいます。
(12) 本サービス用設備	本サービスを提供するため、当社が設置または借り受ける、電気通信回線、コンピュータ、電気通信設備その他の設備（建物を含みます。）および機器、ならびに本サービスを提供するために当社が使用するソフトウェアをいいます。

(13) 勤務データ	本サービスの利用に関するデータのうち、契約者が本サービスの利用にあたり本サービス用設備に登録する、勤務に関する実績データをいいます。出勤時刻・退勤時刻・打刻時点での位置情報(GPSによる取得)が該当します。
(14) 消費税等相当額	消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課をいいます。
(15) 年度	4月1日から翌年3月31日までの1年間の期間をいいます。

第3条 (通知)

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第4条 (本規約の変更)

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 (ビジネス d アカウント)

1. 本サービスの利用には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が別途定めるビジネス d アカウント規約 (<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>)（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。）に基づきNTTドコモが発行した ID 及びパスワード（以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。）が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者がビジネス d アカウントを削除した場合又は契約者がビジネス d アカウントにおけるポイント/管理グループにおいて代表会員若しくは特権子会員以外の会員になった場合又は管理グループ自体が削除された場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第6条 (利用契約の締結)

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「利用申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 利用申込者は、当社に提出いただく情報に個人情報を記載する場合、当社に個人情報を提供することについて、本人の同意を得たうえで記載するものとします。
3. 利用申込者は、利用申込その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの利用申込（利用変更申込も含みます。）、利用の継続、および利用契約の継続のための必須の要件であって、これに違反することは、本サービスの利用申込（利用変更申込も含みます。）の承諾、利用の継続、および利用契約の継続にかかわる重大な要件であることを確認します。
4. 利用変更契約とは、締結済みで現に有効の利用契約の変更を契約者が申し出て、それを当社が承諾することにより成立する契約であり、契約者が、利用申込書を「変更」として当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
5. 当社は、前各項その他本規則の他の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、利用契約または利用変更契約を締結しない場合があります。
 - (1) 利用申込者または契約者が、本規則に同意できない場合。
 - (2) 利用申込者または契約者が、過去に、債務の不履行、利用契約等の違反、その他第三者（本規則にお

ける「第三者」には、本サービスを利用する他の契約者も含まれます。以下同じとします。)に迷惑を及ぼす等の事由により、利用契約を解除または解約されたことがある場合。

- (3) 利用申込者または契約者が、将来に、債務の不履行、利用契約等の違反、その他第三者に迷惑を及ぼす等の蓋然性が高いと当社が判断した場合。
 - (4) 利用申込書の内容に、不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがある場合。
 - (5) 本サービスを提供することを含め、利用申込者または契約者による申込内容を実現することが、技術上、業務遂行上、またはその他の理由から、困難と当社が判断した場合。
 - (6) 同一名義での申込を当社が4件以上確認した場合。
 - (7) 利用申込者が第26条(禁止事項)の定め違反するおそれがある場合。
 - (8) 利用申込者が第41条(反社会的勢力の排除)の定め違反するおそれがある場合。
 - (9) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (10) その他、利用申込者または契約者からの申込が不適当と当社が判断した場合。
6. 当社は、利用申込者または契約者からの第1項または第4項に基づく申込を承諾しない場合には、その旨を当社の定める方法により通知するものとします。
 7. 利用申込者または契約者は、当社が承諾に関する通知を発信するまでの間いつでも、当社が定める方法により当社に通知することにより、何らの負担を要することなく、本条に基づく申込を撤回することができるものとします。

第7条(利用期間)

本サービスの利用期間は、利用契約に定める本サービスのサービス利用開始日(以下「サービス利用開始日」といいます。)から、第10条(本サービスの廃止)、第11条(契約者が行う本契約等の解約)、または第12条(当社が行う本契約等の解約)に基づき利用契約が終了する日までとします。

第8条(契約者にかかわる内容の変更)

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる内容に変更がある場合、当社に対して変更予定日の30日前までに通知するものとし、かかる通知は第6条(利用契約の締結)の定めに従うものとします。
2. 契約者からの前項の通知にかかる、懈怠、内容誤り、内容の事実との相違、遅延、不到達その他これらに類する事由に起因したまたは関連して生じた、当社の債務不履行や契約者の不利益または損害につき、当社は責任を負わないものとします。

第9条(管理責任者、連絡先担当者)

1. 利用申込者は、本サービスの利用に際し、管理責任者および連絡先担当者を各1名定め(同一人物が両者を兼任することも可能です。)、利用申込書に記載して当社へ通知し、利用契約成立後もなお、これらを継続して設置するものとします。
2. 連絡先担当者は、当社からの通知内容について、自らの負担と責任において、契約者に周知するものとします。
3. 契約者は、管理責任者または連絡先担当者に変更がある場合、当社に対して速やかに通知するものとし、かかる通知は第6条(利用契約の締結)の定めに従うものとします。
4. 契約者は、第三者、および契約者の関連会社または取引先に対し、管理責任者や連絡先担当者の地位および権限を譲渡または貸与してはならないものとします。
5. 契約者が本規約に定める管理責任者または連絡先担当者に関する定めを遵守しなかったことまたは遵守が不十分だったことに起因したまたは関連して生じた契約者および第三者の損害について、当社は責任を負わないものとし、また、これらに起因したまたは関連して当社が損害を被ったときは、契約者はその損害を賠償しなければならないものとします。

第10条(本サービスの廃止)

1. 本サービスは、2024年6月30日をもって廃止予定です。廃止予定日を変更する場合は第3条に定める方法により通知するものとします。
2. 第1項により本サービスを廃止することに起因したまたは関連して契約者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第11条(契約者が行う本契約等の解約)

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メ

ール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第 12 条（当社が行う本契約等の解約）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日 1 か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 契約者又は利用者による本サービスへのログインが 3 か月以上ないことを当社が確認したとき。
 - (2) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (3) 第 21 条（本サービスの提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (4) 第 26 条（禁止事項）に違反したとき。
 - (5) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (6) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (7) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第 6 条（利用契約の締結）第 5 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (8) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (9) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
 - (10) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
 - (11) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
 - (12) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第 13 条（契約終了後の処理）

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての機器、ソフトウェアおよび本サービスに関する資料等（資料等の全部または一部の複製物および改変物を含みます。）について、直ちに当社の指示に従って当社に返還し、廃棄し、記録媒体から抹消し、または当社の指示に従った処置を行うものとし、当社と契約者の間に別段の書面による合意がある場合を除き、一切保存しないものとします。

第 14 条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、第 2 条（用語の定義）に記載のとおりです。
2. 当社は、契約者が行う 1 の申込みに対して本サービスの利用環境として仮想的に分割した 1 の仮想領域（以下「テナント」といいます。）を契約者へ提供し、1 のテナントにおいて設定可能な人数は以下の表に定める通りとします。

項目	上限
利用人数(管理責任者及び確認者含む)	テナントごとに 300 人
管理責任者	テナントごとに 2 人
確認者	テナントごとに 5 人

第 15 条（本サービスの提供区域と言語）

1. 本サービスの提供区域は、利用契約等に別段の定めがある場合を除き、日本国内に限定されるものとします。
2. 本サービスの提供言語は日本語に限定されるものとします。

第 16 条（データに関する責任）

1. 当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原

因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。
3. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第 17 条 (データの確認・複製)

1. 当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。
2. 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

第 18 条 (データの削除)

当社は、第 10 条 (本サービスの廃止) による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条 (契約者が行う本契約等の解約) または第 12 条 (当社が行う本契約等の解約) の契約の解約があったときは、保存データを削除します。また、勤務データはデータを登録したタイミングから 4 か月で削除されるものとします。この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第 19 条 (データのバックアップ)

1. 契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。
2. 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。
3. 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
4. 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

第 20 条 (本サービスの提供中断等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
 - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第 3 条 (通知) に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等は行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第 21 条 (本サービスの提供停止等)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 契約者がビジネス d アカウントを解除したとき。

- (2) 第6条（利用契約の締結）第5項各号のいずれかに該当するとき。
 - (3) 第26条（禁止事項）に違反したとき。
 - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (6) その他本規約等に違反したとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第12条（当社が行う本契約等の解約）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
 3. 第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第22条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第31条（秘密情報の取り扱い）および第32条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第23条（料金）

本サービスの料金は無料とします。

第24条（契約者の義務）

1. 契約者は、利用契約等に従って、現状有姿のまま、本サービスを利用するものとします。
2. 契約者がその関連会社または取引先に本サービスの利用を許諾した場合、契約者は、それら関連会社または取引先に対し、次の各号に定める事項について契約を締結するなどし、これらの事項を遵守させるものとします。
 - (1) 契約者の関連会社または取引先は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金等の支払義務など条項の性質上、契約者の関連会社または取引先に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が終了した場合は、契約者の関連会社または取引先に対する本サービスも自動的に終了し、本サービスを利用できないこと。
 - (3) 契約者の関連会社または取引先は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、契約者の関連会社または取引先から事前の書面による承諾を受けることなくそれらの秘密情報を開示することができること、また、当社は第22条（再委託）に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は本規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 契約者の関連会社または取引先は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
3. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、契約者の関連会社または取引先に対し、速やかに伝達するものとします。
4. 契約者がその関連会社または取引先に本サービスの利用を許諾した場合において、それら関連会社または取引先が第2項各号のいずれかの条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
5. 契約者の関連会社および取引先の行為ならびに利用者の行為は、契約者の行為とみなし、また、契約者は当社に対してかかる行為の責任を負うものとします。
6. 契約者は、本サービスを利用者以外の第三者に対して利用させてはならないものとします。この場合、当該第三者の行為は、契約者の行為とみなし、また、契約者は当社に対してかかる行為の責任を負うものとします。
7. 契約者の関連会社または取引先が、第2項各号のいずれかの条項に違反した日から相当期間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該関連会社または取引先に対する本サービスの提供を停止すること。
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部もしくは当該関連会社または取引先の本サービス利用に関する部

分を含め一部を解約すること。

第 25 条（自己責任の原則）

1. 契約者による本サービスの選択、導入、使用、使用結果については契約者の責任とします。
2. 本サービスの利用にあたり、契約者の責めに帰すべき事由で、契約者と第三者との間に紛争や損害を生じ、または、第三者からクレーム等の請求がなされるかもしくは第三者にそれをなす場合、契約者は、自らの負担と責任をもって処理、解決するものとします。なお、契約者内部における紛争や損害の発生やクレーム等の請求についても同様とします。
3. 本サービスの利用にあたり、契約者の責めに帰すべき事由で、当社と第三者との間に紛争や損害を生じさせ、または、第三者から当社へのクレーム等の請求を生じさせるかもしくは当社から第三者にそれをなしたした場合、契約者は、自らの負担と責任をもって、当社に代わって、これらを処理、解決するものとし、当社に対して一切の迷惑をかけないものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、契約者の責めに帰すべき事由で、契約者が、当社、他の契約者、または第三者に不利益または損害を与えた場合、契約者は、その賠償を行うものとします。

第 26 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を、作為、不作為を問わず、行わないものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんもしくは消去し、または不正利用する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者、当社、および本サービスを差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または提供する行為
 - (9) 虚偽の申告をする行為
 - (10) 第三者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (11) 本サービスの機能解析、ソフトウェア、アプリケーションまたはシステムの構成分析、技術調査、改変等、本サービスの利用以外の目的のために本サービスを利用する行為
 - (12) 本サービスにおいて当社が提供するコンテンツ、その他本サービスにかかわる資料等の第三者に対する配布、販売、再販売、またはこれに類する行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
 - (14) 利用契約等その他当社が提示する条件に違反しまたは違反するおそれのある行為
 - (15) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
 - (16) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
 - (17) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為
 - (18) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (19) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契約者が提供または伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）データや情報等を監視する義務を負うものではありません。
4. 契約者が第 1 項各号のいずれかに該当する行為により第三者に与えた損害について、当社は責任を負わないものとします。

5. 契約者が第 1 項各号のいずれかに該当する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第 27 条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第 28 条（本サービス利用のための契約者の設備等の設定・維持）

1. 契約者は、自らの負担と責任において、当社が定める条件にて、契約者設備その他本サービスの利用にあたり契約者が管理する設備等の設定・維持を実施するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの負担と責任において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 当社は、第 1 項の契約者設備その他本サービスの利用にあたり契約者が管理する設備等、および第 2 項のインターネットの接続に関して生じた一切の不利益、不具合、紛争、損害等について、責任を負わないものとします。

第 29 条（本サービス利用のための環境維持）

1. 当社は、本サービス利用のための環境維持に努めるものとします。
2. 当社は、本サービス利用のための環境を維持するために必要であると判断した場合に、契約者設備、勤務データ等について、監査、監視、分析、調査等を実施する場合があります。ただし、本項は、当社が当該行為を実施する義務があることを意味するものではありません。

第 30 条（本サービス用設備の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なくその修理または復旧に努めるものとします。
3. 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに障害が発生したときは、契約者および当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第 31 条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、利用契約等に基づいて知り得た次の各号に定める相手方の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、相手方の書面による承諾なくしていかなる第三者に開示または漏洩しないものとします。
 - (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面または電子媒体により開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知された上で、口頭、その他書面または電子媒体以外の方法により開示された情報であって当該開示後 10 日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により通知されるもの
2. 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報と取り扱わないものとします。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
3. 本条の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」といいます。本条において以下同じとします。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
6. 第1項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第22条（再委託）に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
7. 第1項から第4項の定めにかかわらず、契約者は、その関連会社または取引先に対して、それらが契約者の下で本サービスを利用する限りにおいて、当社から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、契約者は、その関連会社または取引先に対して、本条に基づき契約者が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
8. 秘密情報の提供を受けた当事者は、利用契約が終了したときまたは相手方の要請があったときは、資料等（前項に基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還するかまたは破棄するものとし、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は、これに対して当社が適正と判断する処置を行うものとします。
9. 本条の規定は、利用契約終了日の翌日から3年間はお有効に存続するものとします。

第32条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）によります。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

第33条（損害賠償の制限）

当社は、本サービスを提供するにあたり生じた損害に関して、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、責任を負わないものとします。

第34条（非保証）

1. 当社は、本サービスについて、当該サービス提供時点において当社が別途提示する各種マニュアルに記載される内容に従って提供することに努めますが、それらの内容と現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合、現に提供されている本サービスが優先されるものとします。
2. 当社は、明示または黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供、内容・性質もしくは得られる情報等が契約者および利用者の希望を満たすこと、提供にあたって障害が一度も生じないこと、本サービスに発見された障害が必ず修正されること、本サービスから得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、勤務データを含みますが、これらに限りません。）が常に破損しないこと、第14条（本サービスの内容）や当社が別途提示する各種マニュアル記載の内容から本サービスが将来において変わらないこと、について、必ずしも保証するものではありません。
3. 前二項の規定は、本サービスについての保証のすべてを規定したもので、その他、本サービスに関するすべての明示または黙示の保証責任を負うものではありません。

第35条（免責）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず一切の義務および責任を負担せず、次の各号に定める事由に起因したまたは関連して契約者に生じた不利益または損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。
 - (1) 契約者が利用契約等の定め違反した場合
 - (2) 契約者が禁止事項等に違反した場合
 - (3) 契約者設備と本サービスの間で生ずる特殊な不具合（一般に相性の悪さと呼ばれるもの）により、障

害が発生した場合

- (4) 契約者における独自の仕様やルールに起因する事象により障害が発生した場合
 - (5) 契約者が、本サービスの手順・セキュリティ手段等を遵守せず、または免責事項・制限事項・注意事項等に該当したために障害が発生した場合
 - (6) 契約者が誤操作をした場合
 - (7) 契約者が第三者の知的財産権を侵害した場合
 - (8) 前各号の他（前各号の場合は契約者の責めに帰すべき事由がない場合を含みます。）、契約者の責めに帰すべき事由がある場合
 - (9) 第 20 条（本サービスの提供中断等）または第 21 条（本サービスの提供停止等）によって、本サービスの利用が中断または停止していた間に契約者に生じた事由による場合
 - (10) 契約者から申告があったものの当社では再現できない障害による場合
 - (11) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する場合
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) 当社以外の者が製造または設定等を行ったハードウェアやソフトウェア（契約者設備を含む）、および当社以外の者が提供するサービス（電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービスを含む）に起因する障害の場合
 - (14) 契約者、または契約者の依頼により設定等が実施された各種情報等に起因して発生した損害
 - (15) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本サービス用設備への第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受または不正な改変の場合
 - (16) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入に起因する場合
 - (17) 第三者の不法行為または債務不履行の場合
 - (18) 法令に基づく処分、裁判所の命令の場合
 - (19) 天災地変（雷、地震、竜巻、台風、豪雨、洪水、爆発、を含むがこれらに限りません。）、戦争、クーデター、テロリズム、内乱、反乱、騒乱、暴動、火災、政府および地方自治体の規制、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、交通事故等の不可抗力
 - (20) その他、当社の責めに帰さない事由による場合
2. 契約者または契約者の関連会社もしくは取引先が本サービスを利用することにより契約者、契約者の関連会社、契約者の取引先、第三者の間で生じた紛争等について、当社は責任を負わないものとします。

第 36 条（知的財産権）

1. 本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本規約等への同意は、契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスを使用することができるものとします。
2. 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対していかなる知的財産権その他の権利も許諾又は譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。
3. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
4. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第 37 条（通信ログの取り扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第 38 条（協議等）

1. 利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ解決することとします。
2. 利用契約等のいずれかの部分が無効または違法となった場合でも、かかる無効または違法となった部分については、いかなる意味でも利用契約等に定める他の条項に影響せず、有効性を損なわず、および無効にしないものとし、利用契約等の他の条項は全面的に有効とするものとします。

第 39 条（存続条項）

その理由の如何を問わず利用契約が終了した場合であっても、利用契約等に別段の定めがある場合のほか、契約者の当社に対する各種利用料金支払に関する各規定、当社の免責に関する規定、当社または契約者の損害賠償その他金銭の支払に関する規定、第 31 条（秘密情報の取り扱い）、第 32 条（個人情報取り扱い）、第 33 条（損害賠償の制限）、第 34 条（非保証）、第 36 条（知的財産権）、および第 38 条（協議等）の規定はなお有効とします。

第 40 条（見出し）

本規約の各条文の見出しは、全く便宜のために記載されたものであり、利用契約等の解釈に使用されないものとします。

第 41 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 42 条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第 43 条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第 44 条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 45 条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 46 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則（令和 5 年 11 月 1 日 C A S 3 サ 000400000509-01 号）

（実施期日）

1. 本規約は令和 5 年 11 月 1 日から実施します。

附則（令和 6 年 2 月 20 日 C A S 3 サ 000400000841-01 号）

（実施期日）

1. この改正規定は、令和 6 年 2 月 25 日から実施します。
2. この改正規定における、第 14 条（本サービスの内容）第 2 項の「利用人数」については、令和 6 年 2 月 25 日以降にご契約の場合に適用致します。